

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 10 日（金）第3441号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 吹上浜県立自然公園に係る公園事業の一部決定（自然保護課取扱い） 1
○大隅南部県立自然公園区域の変更（※）（自然保護課取扱い） 1
○大隅南部県立自然公園の公園計画の変更及び概要（自然保護課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第820号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第7条第1項の規定により、吹上浜県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 8 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

公園事業の概要

単独施設を次のとおり設ける。

施設の名称	位 置
中原運動場	日置市大字吹上町中原

鹿児島県告示第821号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第5条第1項の規定により、大隅南部県立自然公園の区域（昭和52年 6 月 1 日鹿児島県告示第706号をもって指定）を次のとおり変更する。

なお、変更後の区域図は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 8 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 変更後の区域の所在地

肝属郡錦江町，同郡南大隅町及び同郡肝付町

2 変更後の区域

肝属郡錦江町田代川原及び田代麓の各一部並びに花瀬川の河川区域の一部

肝属郡南大隅町所在国有林大隅森林計画区3098林班から3100林班まで，3103林班から3105林班まで，3123林班及び3132林班の各一部並びに同町佐多郡の一部並びにこれらの周辺の一般海浜地

肝属郡肝付町所在国有林大隅森林計画区1039林班，1040林班，1042林班，1043林班，1046林班，1047林班，1050林班，1059林班，1069林班から1071林班まで，1080林班から1082林班まで，1088林班及び1089林班の各一部並びに同町南方及び岸良の各一部並びにこれらの周辺の一般海浜地

3 変更後の区域図（省略）

鹿児島県告示第822号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第6条第1項の規定により、大隅南部県立自然公園に関する公園計画を変更したので、その変更後の概要を次のとおり告示する。

なお、変更後の公園計画を記載した図書は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保護のための規制に関する計画

特別地域

指 定 す る 区 域	特別地域の区分
肝属郡南大隅町及び同郡肝付町の一部	第2種特別地域
肝属郡錦江町，同郡南大隅町及び同郡肝付町の一部	第3種特別地域

2 利用のための施設に関する計画

単独施設

施設箇所	施設の種類	施設の位置
津代	園地	肝属郡肝付町南方
早崎	園地	肝属郡南大隅町佐多郡
花瀬	園地	肝属郡錦江町田代川原及び田代麓

3 公園計画図（省略）